



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷兼発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	放置自転車等の撤去及び保管についての告示	建設局西建設事務所	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管についての告示	建設局東部建設事務所	3
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道宝塚唐櫃線、市道本温泉瑞宝寺線)	建設局道路管理課	6
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	7
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	8
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	9
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	10
告示	生活保護法等による指定施術者の名称等の変更	福祉局くらし支援課	11
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	12
告示	指定管理者の指定(神戸市立和光園)	福祉局高齢福祉課	13
告示	神戸市要保護児童対策地域協議会の設置	こども家庭局家庭支援課	14
公告	大規模小売店舗立地法による届出の訂正	経済観光局経済政策課	22
公告	大規模小売店舗立地法第5条第1項による届出((仮称)イエローハット神戸垂水店)	経済観光局経済政策課	23
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(名谷すまいるたうん建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	25
公告	神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく私道の変更又は廃止の承認(須磨区磯馴町)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	26
公告	開発行為に関する工事の完了(西区伊川谷町)	都市局都市計画課	27

神戸市告示第410号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月19日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア）火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ）条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和6年10月8日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 4 台	令和6年10月24日	
	西神南駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 2 台	令和6年10月24日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 9 台	令和6年10月30日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和6年10月10日	
	学園都市駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和6年10月10日	
	伊川谷駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和6年10月10日	
		原付 1 台	令和6年10月10日	
伊川谷駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和6年10月10日		

神戸市告示第411号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月19日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和6年11月19日 神戸市公報第3886号

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺	自転車 3台	令和6年10月1日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 2台	令和6年10月2日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	灘駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	大石駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摩耶駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 16台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲駅周辺	自転車 4台	令和6年10月9日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	深江駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 5台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	魚崎駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 5台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	摂津本山駅周辺	自転車 2台	令和6年10月10日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 7台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪神御影駅周辺	自転車 8台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
阪急御影駅周辺	自転車 1台			
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			

別表

魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺	自転車	5台	令和6年10月17日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	岡本駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	深江駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車	1台	令和6年10月18日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	灘駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摩耶駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	王子公園駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	32台	令和6年10月23日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1台	
	J R住吉駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	岡本駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	26台	令和6年10月24日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1台	
	阪神御影駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	阪急御影駅周辺	自転車	5台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

神戸市告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年11月20日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年12月3日まで一般の縦覧に供する。

令和6年11月19日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
県道	宝塚唐櫃線	神戸市北区有馬町字有馬 1128番3地先から 神戸市北区有馬町字有馬 1129番1地先まで	新	185.00	最大 11.60 最小 6.00
			旧	185.00	最大 9.50 最小 2.30
市道	本温泉瑞宝 寺線	神戸市北区有馬町字有馬 1124番地先から 神戸市北区有馬町字有馬 1128番3地先まで	新	142.00	最大 11.60 最小 4.80
			旧	142.00	最大 9.50 最小 2.10

# 令和6年11月19日 神戸市公報第3886号

神戸市告示第413号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年11月19日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
山田医院	神戸市中央区加納町4丁目9番3号	令和6年10月1日
アルカ花山薬局	神戸市北区山田町上谷上字古々谷10番3号	令和6年10月1日
ミツバ薬局	神戸市北区惣山町5丁目9番5号	令和6年10月1日
かもめ薬局 御影健康館	神戸市東灘区鴨子ヶ原2丁目4番32号	令和6年9月30日
すこやか薬局 中山手通店	神戸市中央区中山手通3丁目14番6号	令和6年10月1日
日本調剤 甲南薬局	神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目1番62号	令和6年9月30日
みなとまち薬局	神戸市兵庫区新開地4丁目6番1号	令和6年10月1日
ルアナ訪問看護ステーション	神戸市垂水区福田3丁目4番26号	令和6年9月1日
神戸とあ内科クリニック	神戸市中央区下山手通3丁目15番4号	令和6年11月1日
さつきクリニック	神戸市東灘区田中町1丁目15番7番203号	令和6年11月1日
吉川歯科医院	神戸市東灘区北青木4丁目17番3号	令和6年10月1日
どんぐり訪問看護ステーション 大石	神戸市灘区大石東町6丁目4番12号	令和6年11月1日
REN訪問看護リハビリステーション	神戸市東灘区魚崎南町3丁目10番7号	令和6年11月1日

神戸市告示第414号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年11月19日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
梅本小児科	神戸市西区井吹台東町4丁目20番10号	令和6年9月30日
薬局ピグレットファーマシー	神戸市東灘区西岡本1丁目5番11号	令和6年10月5日
山田医院	神戸市中央区加納町4丁目9番3号	令和6年9月30日
アルカ花山薬局	神戸市北区山田町上谷上字古々谷14番10号	令和6年9月30日
ミツバ薬局	神戸市北区惣山町5丁目9番5号	令和6年9月30日
かもめ薬局 御影健康館	神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号	令和6年9月29日
エール薬局 中山手通店	神戸市中央区中山手通3丁目14番6号	令和6年9月30日
日本調剤 甲南薬局	神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号	令和6年9月29日
みなとまち薬局	神戸市兵庫区新開地4丁目6番1号	令和6年9月30日

神戸市告示第415号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年11月19日

神戸市長 久元喜造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
山本 健司（訪問 鍼灸たか 兵庫治 療院）	山本 健司	神戸市兵庫区上沢通7丁目1番9号	令和6年10月1日
徳吉 三奈（訪問 鍼灸たか 兵庫治 療院）	徳吉 三奈	神戸市兵庫区上沢通7丁目1番9号	令和6年10月1日
徳吉 三奈（訪問 鍼灸たか）	徳吉 三奈	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目16番1号	令和6年10月1日
六車 俊郎（なご み鍼灸整骨院）	六車 俊郎	神戸市灘区城内通3丁目3番7号	令和6年10月24日

2. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
六車 俊郎（なご み鍼灸整骨院）	六車 俊郎	神戸市灘区城内通3丁目3番7号	令和6年10月24日

神戸市告示第416号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年11月19日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
ろっこう医療生活協同組合小規模多機能とががわ	(新)神戸市灘区 中原通2丁目2番1号  (旧)神戸市灘区 灘南通1丁目1番1号	ろっこう医療生活協同組合	神戸市灘区水道筋5丁目1番15号	令和6年 9月1日	小規模多機能型 居宅介護 介護 予防小規模多機能型居宅介護

神戸市告示第417号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定を受けた施術者の開設している施術所の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年11月19日

神戸市長 久元喜造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	変更年月日
(新)宮本 泰浩（宮本鍼灸院）  (旧)宮本 泰浩（みやもと鍼灸マッサージ院）	宮本 泰浩	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目10番11号  (旧)神戸市東灘区魚崎北町8丁目1番14号	令和6年4月2日
(新)板倉 恵子（ハピネス治療院）  (旧)小泉 恵子（ハピネス治療院）	板倉 恵子	(新)神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号  (旧)神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和6年9月1日

2. あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	変更年月日
(新)宮本 泰浩（宮本鍼灸院）  (旧)宮本 泰浩（みやもと鍼灸マッサージ院）	宮本 泰浩	(新)神戸市東灘区本山中町3丁目10番11号  (旧)神戸市東灘区魚崎北町8丁目1番14号	令和6年4月2日

神戸市告示第418号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年11月19日

神戸市長 久 元 喜 造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
村佐 香苗（訪問鍼灸 たか兵庫治療院）	村佐 香苗	神戸市兵庫区上沢通7丁目1番9号	令和6年9 月30日

神戸市告示第419号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年11月19日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 公の施設  
神戸市須磨区養老町1丁目8番30号  
神戸市立和光園
- 2 指定管理者  
神戸市兵庫区夢野町4丁目3番13号  
社会福祉法人神戸光有会  
理事長 小曾根 佳生
- 3 指定期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

神戸市告示420号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第1項の規定に基づき区に要保護児童対策地域協議会を設置したため、同法第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月19日

神戸市長 久 元 喜 造

1 要保護児童対策地域協議会と調整機関の名称

要保護児童対策地域協議会	調整機関
神戸市東灘区要保護児童対策地域協議会	神戸市東灘区こども家庭支援室
神戸市灘区要保護児童対策地域協議会	神戸市灘区こども家庭支援室
神戸市中央区要保護児童対策地域協議会	神戸市中央区こども家庭支援室
神戸市兵庫区要保護児童対策地域協議会	神戸市兵庫区こども家庭支援室
神戸市北区要保護児童対策地域協議会	神戸市北区こども家庭支援室
神戸市北神区役所要保護児童対策地域協議会	神戸市北神区役所こども家庭支援室
神戸市長田区要保護児童対策地域協議会	神戸市長田区こども家庭支援室
神戸市須磨区要保護児童対策地域協議会	神戸市須磨区こども家庭支援室
神戸市垂水区要保護児童対策地域協議会	神戸市垂水区こども家庭支援室
神戸市西区要保護児童対策地域協議会	神戸市西区こども家庭支援室

2 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称及び児童福祉法第25条の5各号のいずれに該当するかの別

(神戸市東灘区要保護児童対策地域協議会)

種別	関係機関の名称等	法第25条の5各号の該当区分
国または地方公共団体	東灘区こども家庭支援室	第1号
	神戸市こども家庭センター (児童相談所)	第1号
	神戸市教育委員会	第1号
	東灘区消防署	第1号
	東灘区所轄警察署	第1号
	東灘区内の公立高等学校	第1号
	東灘区内の神戸市立保育所及び幼稚園、 小学校及び中学校	第1号
法人	神戸市内の特別支援学校	第1号
	東灘区内の私立幼稚園、 認定こども園及び保育園	第2号
	東灘区社会福祉協議会	第2号

	神戸市医師会	第2号
	児童家庭支援センター	第2号
	児童養護施設	第2号
	乳児院	第2号
	東灘区内児童館	第2号
	神戸市養育支援ヘルパー 派遣事業受託事業者	第2号
その他	民生委員及び児童委員	第3号
	その他会長が指定する者	第2号又は第3号

(神戸市灘区要保護児童対策地域協議会)

種別	関係機関の名称等	法第25条の 5各号の該当区分
国または地方公共団体	灘区こども家庭支援室	第1号
	灘区こども家庭支援本部長	第1号
	神戸市こども家庭センター (児童相談所)	第1号
	神戸市教育委員会	第1号
	灘区消防署	第1号
	灘区所轄警察署	第1号
	灘区内の公立高等学校及び 特別支援学校	第1号
	灘区内の神戸市保育所及び幼稚園、 小学校及び中学校	第1号
法人	灘区内の私立幼稚園、 認定こども園及び保育所	第2号
	灘区内児童館	第2号
	児童家庭支援センター	第2号
	灘区社会福祉協議会	第2号
	灘区医師会	第2号
その他	民生委員及び児童委員	第3号
	その他会長が指定する者	第2号又は第3号

(神戸市中央区要保護児童対策地域協議会)

種別	関係機関の名称等	法第25条の 5各号の該当区分
国または地方公共団体	中央区こども家庭支援室	第1号
	神戸市教育委員会	第1号
	神戸市こども家庭センター	第1号

	(児童相談所)	
	中央区内の公立病院	第1号
	中央区所轄警察署	第1号
	中央区内の公立高等学校	第1号
	神戸市内の特別支援学校	第1号
	中央区内の神戸市立保育所及び幼稚園、 小学校及び中学校	第1号
法人	中央区内の私立幼稚園、 認定こども園及び保育所	第2号
	中央区内児童館	第2号
	児童家庭支援センター	第2号
	中央区社会福祉協議会	第2号
その他	民生委員及び児童委員	第3号
	その他会長が指定する者	第2号又は第3号

(神戸市兵庫区要保護児童対策地域協議会)

種別	関係機関の名称等	法第25条の 5各号の該当区分
国または地方公共団体	兵庫区こども家庭支援室	第1号
	神戸市こども家庭センター (児童相談所)	第1号
	神戸市教育委員会	第1号
	兵庫消防署	第1号
	兵庫警察署	第1号
	兵庫区内の公立高等学校	第1号
	神戸市内の特別支援学校	第1号
	兵庫区内の神戸市立保育所及び幼稚園、 小学校及び中学校	第1号
法人	神戸市内の特別支援学校	第1号
	兵庫区内の私立幼稚園、 認定こども園及び保育園	第2号
	兵庫区内の児童館	第2号
	児童家庭支援センター	第2号
	兵庫区社会福祉協議会	第2号
	兵庫区内の放課後等デイサービス事業所 兵庫区内の児童発達支援事業所	第2号
	神戸市養育支援ヘルパー派遣事業受託事業者	第2号
ひょうご障害者相談支援センター	第2号	

	兵庫区内の児童養護施設	第2号
	神戸市医師会及び歯科医師会	第2号
	神戸市内の医療機関	第2号
その他	民生委員・児童委員	第3号
	こども食堂	第3号
	その他会長が指定する者	第2号又は第3号

(神戸市北区要保護児童対策地域協議会)

種別	関係機関の名称等	法第25条の 5各号の該当区分
国または地方公共団体	北区こども家庭支援室	第1号
	神戸市こども家庭センター (児童相談所)	第1号
	神戸市教育委員会	第1号
	北区消防署	第1号
	北区所轄警察署	第1号
	北区内の公立高等学校	第1号
	神戸市内の特別支援学校	第1号
法人	北区内の神戸市立保育所及び 幼稚園、小学校及び中学校	第1号
	北区内の私立幼稚園、 認定こども園及び保育園	第2号
	北区内の児童館	第2号
	神戸市内の児童家庭支援センター	第2号
	神戸市内の児童養護施設・乳児院・ ファミリーホーム	第2号
	北区社会福祉協議会	第2号
	北区内の障害者相談支援センター	第2号
	北区管轄の計画相談支援・ 障害児相談支援事業所	第2号
	北区内の児童発達支援事業所・ 放課後等デイサービス事業所	第2号
	北区管轄の居宅介護支援事業所	第2号
	神戸市養育支援ヘルパー派遣事業受託事 業者	第2号
公益社団法人 小さないのちのドア	第2号	
その他	北区医師会	第3号
	民生委員及び児童委員	第3号
	北区内のこども食堂	第3号

	その他会長が指定する者	第2号又は第3号
--	-------------	----------

(神戸市北神区役所要保護児童対策地域協議会)

種別	関係機関の名称等	法第25条の 5各号の該当区分
国または地方公共団体	北神区役所こども家庭支援室	第1号
	神戸市こども家庭センター (児童相談所)	第1号
	神戸市教育委員会	第1号
	北区内の消防署	第1号
	北区所轄警察署	第1号
	北区内の公立高等学校	第1号
	神戸市内の特別支援学校 三田市内の特別支援学校	第1号
	北区内の神戸市立保育所及び 幼稚園、小学校及び中学校	第1号
法人	北区内の私立幼稚園、 認定こども園及び保育所	第2号
	北区内児童館	第2号
	児童家庭支援センター	第2号
	北区社会福祉協議会北神事務所	第2号
その他	民生委員及び児童委員	第3号
	その他会長が指定する者	第2号又は第3号

(神戸市長田区要保護児童対策地域協議会)

種別	関係機関の名称等	法第25条の 5各号の該当区分
国または地方公共団体	長田区こども家庭支援室	第1号
	神戸市こども家庭センター (児童相談所)	第1号
	神戸市教育委員会	第1号
	長田区消防署	第1号
	長田区所轄警察署	第1号
	長田区内の公立高等学校	第1号
	神戸市内の特別支援学校	第1号
	長田区内の神戸市立保育所及び幼稚園、 小学校及び中学校	第1号

	兵庫県女性家庭センター	第1号
	神戸市配偶者暴力相談支援センター	第1号
法人	長田区内の私立幼稚園、認定こども園及び保育所	第2号
	長田区内の私立高等学校	第2号
	児童家庭支援センター	第2号
	児童家庭地域支援室	第2号
	長田区社会福祉協議会	第2号
	長田区医師会及び歯科医師会	第2号
	長田区内児童館	第2号
	長田区内の放課後等デイサービス事業所	第2号
	長田区内の児童発達支援事業所	第2号
	神戸市養育支援ヘルパー派遣事業受託事業者	第2号
	長田区内の障害者相談支援センター	第2号
	長田区内の障害者相談支援事業所	第2号
	長田区内の障害者ヘルパー事業所	第2号
	長田区内の母子生活支援施設	第2号
	神戸女子短期大学	第2号
その他	民生委員及び児童委員	第3号
	その他会長が指定する者	第2号又は第3号

(神戸市須磨区要保護児童対策地域協議会)

種別	関係機関の名称等	法第25条の5各号の該当区分
国または地方公共団体	須磨区こども家庭支援室	第1号
	神戸市こども家庭センター (児童相談所)	第1号
	神戸市教育委員会	第1号
	須磨消防署	第1号
	須磨区所轄警察署	第1号
	神戸市内の公立高等学校	第1号
	神戸市内の特別支援学校	第1号
	須磨区内の神戸市立保育所及び幼稚園、小学校及び中学校	第1号
法人	須磨区内の私立幼稚園、認定こども園及び保育所	第2号
	須磨区内児童館	第2号
	児童家庭支援センター	第2号

	須磨区社会福祉協議会	第2号
	須磨区医師会	第2号
	須磨区地域子育て支援センター	第2号
	離宮ハイツ（母子生活支援施設）	第2号
	須磨区内の障害者相談支援センター	第2号
	神戸市内の児童発達支援事業所	第2号
	神戸市内の放課後等デイサービス事業所	第2号
	神戸市養育支援ヘルパー派遣事業 受託事業者	第2号
その他	民生委員及び児童委員	第3号
	その他会長が指定する者	第2号又は第3号

(神戸市垂水区要保護児童対策地域協議会)

種別	関係機関の名称等	法第25条の 5各号の該当区分
国または地方公共団体	垂水区こども家庭支援室	第1号
	神戸市教育委員会	第1号
	神戸市こども家庭センター (児童相談所)	第1号
	垂水消防署	第1号
	垂水区所轄警察署	第1号
	垂水区内の公立高等学校	第1号
	神戸市内の特別支援学校	第1号
	垂水区内の神戸市立保育所及び幼稚園、 小学校及び中学校	第1号
法人	垂水区内の私立幼稚園、認定こども園 及び保育園	第2号
	垂水区内児童館	第2号
	児童家庭支援センター	第2号
	垂水区社会福祉協議会	第2号
	垂水区医師会	第2号
	垂水区歯科医師会	第2号
	垂水区内の児童養護施設	第2号
	垂水区内の自立援助ホーム	第2号
その他	民生委員及び児童委員	第3号
	その他会長が指定する者	第2号又は第3号

(神戸市西区要保護児童対策地域協議会)

種別	関係機関の名称等	法第25条の5各号の該当区分
国または地方公共団体	西区こども家庭支援室	第1号
	神戸市こども家庭センター (児童相談所)	第1号
	神戸市教育委員会	第1号
	西区消防署	第1号
	西区所轄警察署	第1号
	西区内の公立高等学校	第1号
	神戸市内の特別支援学校	第1号
法人	西区内の神戸市立保育所及び幼稚園、 小学校及び中学校	第1号
	西区内の私立幼稚園、認定こども園 及び保育所	第2号
	西区内児童館	第2号
	児童家庭支援センター	第2号
	西区社会福祉協議会	第2号
その他	西区医師会及び歯科医師会	第2号
	民生委員及び児童委員	第3号
	その他会長が指定する者	第2号及び第3号

神戸市公告

次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定によりなされた届出の訂正願が提出されましたので、次のとおり公告します。

令和6年11月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)マルアイ長田店  
神戸市長田区大道通二丁目11番1 ほか

- 2 訂正があった事項及びその内容  
駐車場の位置及び収容台数

(訂正前)

位置	収容台数
敷地北西側	92台
R階	120台
合計	212台

(訂正後)

位置	収容台数
敷地北西側	91台
R階	121台
合計	212台

- 3 訂正理由  
自動二輪駐車場の位置の再検討のため。

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年11月12日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年11月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)イエローハット神戸垂水店

神戸市垂水区名谷町室山1400-135の一部

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社イエローハット	東京都千代田区岩本町1丁目7番4号	代表取締役 木村 昭夫

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社イエローハット	東京都千代田区岩本町1丁目7番4号	代表取締役 木村 昭夫

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年7月8日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,584平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
2階建物西側	21台
建物屋上	12台
合計	33台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
1 階敷地北東側	41 台
2 階敷地北西側	9 台
R 階駐車場西側	15 台
合計	65 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
2 階建物西側	60 平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	位 置	容 量
廃棄物保管施設①	1 階建物内東側	6.0 立方メートル
廃棄物保管施設②	2 階建物内南側	6.0 立方メートル
合計		12.0 立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であつて、経済産業省令で定めるもの

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前 9 時	午後 8 時 00 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	出入口の数
敷地北側	出入口：2 箇所
合計	2 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設：午前 6 時から午後 10 時まで

8 届出年月日

令和 6 年 11 月 7 日

9 縦覧期間

令和 6 年 11 月 12 日から令和 7 年 3 月 12 日まで

10 縦覧場所

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号

三宮ビル東館 4 階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和6年11月19日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称  
名谷すまいるたうん建築協定
- 2 建築協定区域の位置  
神戸市須磨区北落合4丁目16番1 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時  
令和6年12月16日（月）  
13時30分から14時00分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
三宮国際ビル6階  
建築住宅局602会議室
- 5 連絡先  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課  
電話(078)595-6555

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和6年11月19日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R6-10号	令和6年 11月6日	神戸市須磨区磯馴町3丁目17番、 18番1、18番2	43.51	4.00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面  
のとおり

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年11月19日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市西区伊川谷町有瀬字古屋畑 854 番 1、854 番 6 の一部、854 番 9、854 番 10、855 番 5、855 番 6、856 番 1、856 番 2、856 番 5、856 番 6、856 番 7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神戸市西区伊川谷町有瀬 854 番地の 1  
学校法人 山田学園  
理事長 山田 茂之
- 3 許可番号  
令和5年4月24日 第8115号  
（変更許可 令和6年3月8日 第2105号  
変更許可 令和6年9月13日 第2149号  
変更許可 令和6年10月29日 第2164号）